

四日市市 65 歳以上障害者医療費給付補助金交付要綱

昭和 58 年 1 月 18 日

告示第 7 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者に対し医療費の一部を給付することにより、障害者の保健の向上に寄与し、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(給付対象者)

第 2 条 この要綱における給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者とする。ただし、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者を除く。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）第 50 条各号のいずれかに該当する者
- (2) 四日市市障害者の医療費の助成に関する条例（昭和 48 年四日市市条例第 9 号。以下「条例」という。）第 2 条に規定する障害者
- (3) 条例第 3 条第 1 号及び第 3 号に掲げる条件を満たす者

2 前項の規定による給付対象者が医療費の給付を受けようとするときは、その資格について四日市市 65 歳以上障害者医療に関する申請書（第 1 号様式）により、市長に申請するものとする。

3 市長は前項の申請に基づき、給付対象者の資格の当否を決定するものとする。

4 市長は前項の規定に基づき、給付対象者の資格が適当と認めるときは、給付対象者に医療受給資格認定通知書（第 2 号様式。以下「認定通知書」という。）を交付する。

(受給資格の認定期間等)

第 3 条 認定通知書の有効期間の始期は、次の各号に定めるところによる。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 毎年 9 月 1 日（新たに第 2 条第 1 項各号に掲げる条件を満たす場合（以下この項において「新規該当」という。）を除く。）
- (2) 新規該当の場合は、給付対象者の資格について認定した日（以下この号において「認定日」という。）が新規該当の日から 1 箇月以内のときは、当該新規該当の日とし、当該認定日が新規該当の日から 1 箇月を超えたときは、当該認定日の属する月の初日とする。

2 認定通知書の有効期間の終期は、毎年 8 月 31 日とする。

なわれたとき

(届出事項)

第8条 給付対象者は、**条例第3条第3号に規定する障害者の配偶者及び扶養義務者の状況に変更があったときは、四日市市65歳以上障害者医療に関する申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。**

第9条 給付対象者が**その資格を喪失したときは、四日市市65歳以上障害者医療受給資格喪失届(第5号様式)を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。**

(返還)

第10条 市長は、給付対象者が偽りその他不正の行為によってこの要綱による医療費の給付を受けたと認めたときは、第6条の規定に基づき支払った額の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和58年2月1日から施行する。

(楠町との合併に伴う経過措置)

2 平成17年2月7日前に、楠町福祉医療費の助成に関する条例(平成13年楠町条例第12号。以下「楠町の条例」という。)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3 楠町の条例の規定による心身障害者医療費受給者については、平成22年3月31日までは、なお楠町の条例の例による。

附 則(平成6年12月13日告示第254号)

1 この要綱は、告示の日から施行し、改正後の四日市市65歳以上心身障害者医療費給付補助金交付要綱の規定は、平成6年10月1日から適用する。

2 平成6年9月30日までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成8年4月23日告示第132号)

1 この要綱は、告示の日から施行し、改正後の四日市市65歳以上心身障害者医療費給付補助金交付要綱の規定は、平成8年5月1日から適用する。

2 平成8年5月31日までの国民健康保険法の規定により給付を受けた医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 8 月 2 9 日告示第 3 0 0 号）

- 1 この要綱は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 2 年 1 2 月 2 8 日告示第 4 5 3 号）

- 1 この要綱は、平成 1 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条の規定中「厚生労働大臣」とあるのは、平成 1 3 年 1 月 5 日まで
は「厚生大臣」と読み替えるものとする。

附 則（平成 1 7 年 2 月 2 日告示第 4 3 号）

この要綱は、平成 1 7 年 2 月 7 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 3 月 3 1 日告示第 1 4 9 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 平成 2 0 年 3 月 3 1 日以前の給付対象者のうち、老人保健法による医療の給付を
受けた者にあつては、なお従前の例による。

附 則（平成 2 0 年 8 月 1 5 日告示第 3 8 6 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 2 0 年 9 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の四日市市 6 5 歳以上障害者医療費給付補助金交付要綱の規定は、この要
綱の施行の日以後に行われる診療に係る医療費の給付から適用し、同日前に行われ
た診療に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 2 年 6 月 3 0 日告示第 3 2 1 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 2 2 年 7 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正前の四日市市 6 5 歳以上障害者医療費給付補助金交付要綱に定める様式は、
改正後の四日市市 6 5 歳以上障害者医療費給付補助金交付要綱の規定にかかわらず、
当分の間、使用することができる。

附 則（平成 2 3 年 8 月 2 6 日告示第 3 2 7 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 2 3 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の四日市市65歳以上障害者医療費給付補助金交付要綱に定める様式は、改正後の四日市市65歳以上障害者医療費給付補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成25年3月26日告示第104号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成24年9月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市65歳以上障害者医療費給付補助金交付要綱の規定は、この要綱の適用日以後に行われる診療に係る医療費の給付から適用し、同日前に行われた診療に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年12月7日告示第478号)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。